

令和2年8月6日

出入国在留管理庁長官  
佐々木 聖子 様

## 要望書

### 入国制限の早期緩和について

日本語教育機関関係6団体の要望に迅速なご対応を賜り、心より感謝いたします。

在留資格認定証明書の有効期間延長を実現していただいたことにより、それぞれの国で待機している留学生の不安が払拭されました。日本留学開始の期待が高まる一方で、「いつ日本に入国できるのか。」との声が聞こえて参ります。多くの日本語教師達も、先が見えない中で雇用の不安を抱えております。また、私ども日本語教育機関は留学生受入れにあたり以下のような感染症対策の実施を予定しております。

つきましては、留学生に対しては、ビジネス往来目的と同様の第1段階での入国制限緩和をしていただきたく、改めまして要望いたします。

#### 《留学生受入れに際しての感染症対策》

##### 1、渡日前の措置

- ・ 留学生には、渡日前14日間の体温や体調を記録させ、日本語教育機関と共有させる
- ・ 日本語教育機関は、留学生の国により指定されたPCR検査等の陰性証明の円滑な取得に協力し、その取得状況を管理する

##### 2、入国時の措置

- ・ 留学生には、空港でのPCR検査等を受けさせる等、わが国政府の指示を遵守させる
- ・ 日本語教育機関は、留学生の出迎えを手配し、マスク着用等対策を徹底した上で、公共交通機関以外の手段で宿泊施設まで移動させる
- ・ 留学生には、アプリや日誌等により、入国後14日間の位置情報を保存させる
- ・ 留学生を宿泊施設に14日間待機させ、食料の買出し等の生活に必要な不可欠な外出以外を禁じる。また、待機期間中は毎日、体温、体調等を日本語教育機関に報告させる
- ・ 日本語教育機関は、待機期間中の留学生に毎日連絡し、身体、精神両面のケアを行うと共に、定期的に感染予防を含む生活指導を実施する
- ・ 日本語教育機関は、健康保険または医療保険への加入を徹底させたいうえ、地域の医療機関と連携体制を整える

(一財) 日本語教育振興協会  
理事長 佐藤次郎

(一社) 日本語学校ネットワーク  
代表理事 大日向和知夫

(一社) 全国各種学校日本語教育協会  
理事長 吉岡正毅

(一社) 全国日本語学校連合会  
理事長 荒木幹光

全国専門学校日本語教育協会  
会長 深堀和子

(一社) 全日本学校法人日本語教育協議会  
代表理事 江副隆秀

## 《要望の趣旨》

### 1 留学生の重要性

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として実施している入国制限は3段階で緩和措置が計画され、留学生はビジネス往来目的の次の段階に位置付けられていると聞いております。日本経済に対する寄与を考えるとビジネス往来目的の緩和措置は、妥当なご判断であると存じます。しかしながら留学生も我が国の社会、経済にとって必要不可欠な存在です。日本語教育機関で学ぶ留学生の殆どは、卒業後に直接日本国内企業に就職したり、大学や専門学校に進学し、その後に就職したりと我が国の活力の維持に貢献しています。何よりも母国と日本との懸け橋となって活躍できる、我が国の貴重なグローバル人材である点をご留意いただきたく存じます。

### 2 日本語教育インフラの崩壊懸念

日本語教育機関は、収入を留学生からの授業料納付金で賄い、運営されています。さらに学生受け入れ数の95%超が4月から10月の間に集中する構造になっています。このことから受け入れが叶わない本年4月期生、7月期生に加えて、今年度の10月生が受け入れできない場合、学校経営が致命的ダメージを被ることになります。

さらに留学生の募集活動は通例、入学の半年～1年前から行われるため、既に2021年4月期生の募集活動に大きな支障になっており、万が一2021年4月までに受け入れが実現しない場合、日本語教育機関の在籍留学生数はほぼゼロとなり、日本語教育事業の継続が困難になり、我が国の日本語教育インフラが崩壊してしまうものと懸念されます。

### 3 日本語教師の雇用崩壊の懸念

日本語教師の雇用は、留学生の在籍者数に依存するため、本年10月までに受け入れが実現しない場合は、相当数の日本語教師の雇用が失われます。雇用が失われてしまえば、「日本語教育の推進に関する法律」第21条に規定された「日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等」が図れなくなります。

東日本大震災などの経験によれば、高いスキルを持つ日本語教師であっても、一度その職を失い他の職種に就いてしまうと、二度と戻ることはありません。日本語教師の資質と能力を証明する新たな資格である公認日本語教師の制度の整備も進められている最中に、優秀な教師の雇用が失われますと、後進の育成体制も失われ、我が国の外国人受け入れ体制に大きな傷跡を残すこととなります。

以上、日本語教育機関の状況をご賢察いただき、早急に、留学生の入国制限を緩和していただけますようお願いいたします。